

総務委員会会議録

令和6年12月11日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:23

【 案 件 】

1. 議案第116号 専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))
2. 議案第93号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)
3. 議案第105号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
4. 議案第106号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例
5. 議案第118号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)
6. 議案第119号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
7. 議案第120号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
8. 議案第121号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
9. 議案第122号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
10. 議案第123号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
11. 議案第124号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
12. 議案第125号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
13. 議案第126号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
14. 議案第127号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)
15. 議案第128号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
16. 議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第116号 専決処分の承認(令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第116号」専決処分の承認について、ご説明いたします。

専決第11号「令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるところでございます。

議案第116号と表示しております令和6年10月9日専決分の補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、10月9日衆議院解散に伴う10月27日執行の衆議院議員選挙の関連経費につきまして補正するもので、歳入歳出予算総額に5383万8千円を追加して、補正後の予算総額を836億1059万3千円にしようとするものでございます。

4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出予算の対象事業に係る財源を補正するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、衆議院議員選挙費の職員給与費につきましては、2651万7千円を計上し、選挙経費に関するものとしまして、2732万1千円を計上するものでございます。

最後に、5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第116号 専決処分の承認(令和6年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第93号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」について、ご説明いたします。

「議案第93号～第104号」と表示しております令和6年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で歳入歳出予算総額に3億9635万4千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を840億694万7千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後の所要額を補正するものでございます。

次に、4ページの補正予算概要書をお願いいたします。まず、歳入でございますが、市税につきましては、個人市民税で4億1781万5千円減額していますが、この主な要因は令和6年度税制改正による個人住民税における定額減税の実施に伴う減収分によるもので、その減収分は地方特例交付金により国から4億9511万6千円の補填がっております。

次に、地方交付税の普通交付税は、決定額に基づき8560万3千円を追加し、市債の項目に記載しております臨時財政対策債の追加を含めた実質的な普通交付税の補正額9496万3千円を追加するものでございます。

国庫支出金、県支出金及び6ページの市債につきましては、歳出予算の対象事業に係る財源を補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の補正による財源調整として9億6289万4千円減額するものでございます。

繰越金の前年度繰越金は、令和5年度決算の実質収支額のうち財政調整基金等に積み立てした残額、10億2837万1千円を追加するものでございます。

次に、8ページから歳出でございますが、9ページをお願いいたします。民生費、障がい者福祉費の障がい児通所支援事業費につきましては、新規利用者の増加に伴い給付費の増加傾向がみられることから4064万4千円を追加するものでございます。

1つ下の国県補助金等返還事業費につきましては、福祉関連の補助事業では、事業の進捗や実績を基に年度末に決算を行い、必要に応じて翌年度に過不足額を調整する清算が行われます。そのため、令和5年度の事業実績を踏まえた最終的な清算手続きを本年度で行うことから4億189万6千円を計上するものでございます。このような返還金を各款において記載していただきますが同様の内容となっております。

次に、10ページをお願いいたします。児童措置費の市内私立保育所施設型給付費につきましては、公定価格上昇のため、給付費の増加傾向がみられることから、1億5535万4千円

を追加するものでございます。以降にも記載しています各施設型給付に関しても同様の理由となっております。

次に、児童手当給付費につきましては、令和6年10月からの制度拡充に伴い2億8485万1千円を追加するものでございます。

11ページをお願いいたします。農林水産業費、農業総務費の久保白ダム土地改良費及び12ページの商工費、商工業振興費の工業用水道事業（資本分）補助事業費につきましては、津原導水管更新にかかる工事に対して一般会計が負担しているものですが、工事の一部が工期の変更により令和6年度分を減額するものです。この減額分は令和7年度の当初予算に計上する予定としております。

次に、13ページをお願いいたします。教育費、学校整備費の35人学級編成対応事業費及び各中学校整備費では、令和7年度以降の教室不足に対応するため当初予算において校舎借上料の債務負担行為を設定し対応予定としていましたが、転用可能な教室を再調査の結果、パソコン教室等を改修することで令和7年度の教室確保が可能であると判断できたため、既存教室の改修費用として、関連経費を補正するものでございます。

14ページをお願いいたします。災害復旧費につきましては、11月上旬の大雨により、農業施設災害復旧費は1千万円を追加し、農地災害復旧費は1700万円を追加するものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。繰越明許費の補正につきましては、年度内完了が見込めないことにより4件追加し、事業費の変更に伴い1件の翌年度繰越額の変更をするものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、債務が後年度にまたがることにより4件追加し、契約額確定や期間の短縮に伴い3件の限度額などの変更と、事業の見直しにより1件廃止するものでございます。

25ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○総務課長

予算書13ページ、第3表の清掃等管理委託料（本庁舎）につきまして、議案質疑の中で審査要望がございました長期継続契約は5年で設定するという方針がどのようなものに記載があるのかということと、5年としている理由について、お答えさせていただきたいと思っております。

長期継続契約の期間については、飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の第3条に、長期継続契約の契約期間は5年を上限とすると規定がございました。

次に、清掃等管理委託料について、現契約において5年間の長期継続契約としていたものを、令和7年4月からの新規契約につきまして、適正な引継期間を確保するため、次年度以降5年間の債務負担行為の設定をしております。債務負担行為を5年間で設定する理由につきましては、当該委託の業務内容が、庁舎の設備管理業務や宿日直業務等、事業に係るノウハウの蓄積や、安定的な人材の確保が必要とされる業務でありますことから、5年間の債務負担を設定して業務の継続性を確保することで、住民サービスの向上を図るという目的でございます。

○医療保険課長補佐

補正予算書43ページ、福岡県後期高齢者医療広域連合剰余金について、12月9日の本会議におきまして、議案質疑の中で審査要望がございました、事務費負担金がもともと過大であったのではないかについてお答えいたします。

事務費負担金については、令和3年度が約3828万円、4年度が約4243万円、5年度

が約5146万円、6年度予算が4972万円となっております。5年度は例年の増加傾向から見ても多くなっておりましたが、電算システム賃借調達など、例年にはない事業のため予算が増加していたものであり、国庫補助金額の増加、執行残等で剰余金が発生したものです。

○高齢者支援課長

12月9日の本会議におきまして、議案質疑の中で審査要望がございました70ページのシルバー人材センター補助金につきまして、お答えさせていただきます。

シルバー人材センターの5月の定期総会において、飯塚市が予算化していないにもかかわらず、今回の160万円を含んだ補助金が計上されていることについて、シルバー人材センターのほうで、その額を含む補助金を年間予算に計上するというのは適切ですかとの質問がございました。公益社団法人飯塚市シルバー人材センターに対しては、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会より、令和6年4月5日付通知文書にて、令和6年度連合交付金シルバー人材センター事業費補助分内示額についての通知があつており、国からの補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提としていますので、飯塚市からの補助金につきましても、その分を含んだところで計上する事務処理をされたものであり、本市が適切か不適切かの判断はいたしかねるところでございます。

また、飯塚市シルバー人材センターは、今回の増額分の補助金につきましては、補正予算として議会へ上程、可決の上、補助申請決裁の後、交付されるといった運びとなること、また、議会への上程自体が確約されたものではないことは理解されております。以上で補足説明を終わります。

○特産品振興・ふるさと応援課長

12月9日の本会議におきまして、本議案の議案質疑の中で審査要望がございました宿泊税県交付金返還金につきまして、返還金が発生する理由についてご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

今回の返還金につきましては、令和4年度に飯塚市筑前茜染協議会に交付しておりました補助金の返還金でございます。令和4年度の当該協議会への補助金については、福岡県宿泊税交付金を充当しており、4月26日開催の経済建設委員会において報告させていただいております不適正な事務処理により、市に返還された補助金について、福岡県に返還するものであります。

返還額につきましては、令和4年度の不適正な事務処理により生じた金額とほぼ同額であり、本年6月29日開催の飯塚市筑前茜染協議会総会において、決算書の修正が承認されましたので、本年度の返還として処理を行っているものでございます。

○商工観光課長

商工観光課が宿泊税交付金を取りまとめておりますので、返還の経緯と今後についてご説明させていただきます。

宿泊税交付金の返還につきましては、本年9月に福岡県と協議を行い、今回の事のでんまつを報告する中で、福岡県から令和4年度分の宿泊税交付金の返還を求められております。このため、今回補正予算をご議決いただいた後、福岡県に対しまして返還事務を進めてまいります。なお、今回の歳出予算が発生しました理由としましては、まずは当該協議会補助金への宿泊税交付金の充当が令和4年度のみで、令和5年度分については充当しないこと、また、協議会からの返還金を令和4年度分、過年度分として本年度に歳入として受入れているため、返還金を歳出予算として計上しております。以上となります。

○教育総務課長

補正予算書の124ページをお願いいたします。教育費、中学校費、学校整備費に関しまして、議案質疑の中で審査要望がございました既存教室の改修とリース方式による校舎借上げについて、財政面でどちらが効率的であるかのご質問についてお答えいたします。

補正予算で計上し、審査いただく飯塚第一中学校については、市街地の開発状況など外的要因も併せまして、令和9年度に生徒数のピークを迎えると予測しているため、今回、利用頻度の低いパソコン教室を改修し、予備教室として確保することで、令和7年度の学級編制が可能であることが、学校を含めた協議の中でも調整ができました。その中で、審査要望については、生徒数の最大を迎える令和9年度まで、いろいろな教室を毎年毎年の対応で改修するよりも、リース方式による校舎借上げをするほうが安価ではないか、財政面でどちらが効率的かとのご指摘、ご意見を受けての審査要望でございます。

まず、今後のクラス数の推移や見通しについては、関係部局との情報共有により、住民基本台帳を基に将来の児童生徒数と見込み教室数を把握し、既に余裕教室の少ない学校、特別支援学級の数が過去3年以内で2学級以上増加した学校を抽出し、今後、学級編制が困難と見込まれる対象校として、小学校では立岩小、片島小、飯塚鎮西小、庄内小、棕本小の5校、中学校では飯塚第一中学校の計6校についてリース方式によるプレハブ校舎建設を計画しておりましたが、小学校では、令和7年度まで段階的に実施してきた35人学級編制事業が完了することで、クラス数の増減が落ち着くこと。また、少子化に比例しまして、今後の児童生徒数は減少するとの予測から、リース方式による校舎借上げから、既存教室の改修に変更しても、令和7年度のクラス編成に対応できると計画を見直したところでございます。

また、既存教室の改修とリース方式による、校舎借上げについての財政面での比較ですが、1校当たりの改修工事の合計1672万9千円の支出に対し、プレハブ校舎では、リース期間の単年度では1校当たり4488万円の予算を必要としておりましたので、今回の予算による差は2815万1千円の削減となり、5年間の校舎借上げをした場合との差は、1億4075万5千円の削減となるため、必要規模に見合った既存教室の改修を行うことで、財政面の軽減も図れるものと考えております。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

ご説明いただきました予算の関係ですけれど、92ページ、93ページ、94ページ、こちらのほうに記載がございまして関係予算について、まず、久保白ダム改良費減額、約1億1800万円。次に、93ページの園芸作物振興事業費、減額の約3990万円。続きまして、93ページ同じく水田農業経営力強化事業費、減額の約740万円。同じく93ページ、新規就農者等支援事業費、これが1575万円。同じく93ページに、これについては増額になっておりますが、有害鳥獣駆除対策事業費でプラスの547万8千円。続きまして、94ページにつきましては、防災重点ため池ハザードマップの事業がございまして。これについては、減額の1045万7千円。ということで、このページについては全部「農業」という文字がありますが、有害鳥獣については状況が分かっております。減額項目ごとにどのようなことが行われて、何が原因で減額されたのか、それについてお答え願います。

○農林振興課長

最初に、久保白ダム土地改良区補助金についてご説明いたします。今回の補正理由といたしましては、企業局が実施しております久保白ダムから津原揚水機場までの導水管更新事業の事業費につきまして、上水道用水と工業用水、農業用水でそれぞれ負担割合を案分しており、久保白ダム土地改良区は農業用水の負担割合であります42.33%を負担しております。

今回、令和6年度に企業局が実施します津原導水管布設替工事の1工区工事の1回目の入札が不調となり、その後2回目の入札を実施したところ、令和6年度末までの工事完了が見込めなくなったことから、当該工事費に係る久保白ダム土地改良区の負担金1億2023万円が減額となりましたので、当該負担金相当額を減額するものでございます。また、久保白ダム土地改良区が管理する農業用送水管が漏水したことによる漏水修繕工事の実施等により、維持管理

費が199万6千円増額となりましたので、先ほど申しあげました1億2023万円の減額分と合わせまして、合計で1億1823万4千円を減額補正するものでございます。

続きまして、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金の減額理由をご説明いたします。当初予算では省力栽培温室をはじめとして、7件の園芸施設の導入経費に係る県の補助金額を計上しておりましたが、要望の取下げや事業費の入札に伴い、減額補正をするものでございます。

続きまして、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金の減額理由をご説明いたします。今回の補正理由としましては、融資を受ける見込みが立たなくなったことや、採択要件の一つであります目標面積に達することができなくなった等の理由により、要望の取下げがありましたので減額補正をするものでございます。

続きまして、新規就農者経営発展支援事業費補助金の減額理由をご説明いたします。当初予算では、市に寄せられました新規就農の相談件数から勘案いたしまして、当該補助金の交付対象者を1件、さらに、当該補助金と経営開始資金支援事業費補助金を併用する補助交付対象者2件の合計3件を見込んでおりましたが、結果として要望件数が1件となりましたので、減額補正をするものでございます。

続きまして、新規就農者経営開始資金支援事業費補助金の減額理由をご説明いたします。当初予算では、市に寄せられました新規就農の相談件数から勘案して、当該補助金の交付対象者を5件と見込んでおりましたが、その後、最終的に要望がありましたのが2件ということになりましたので、そのため減額補正をしております。

続きまして、有害鳥獣の――。

○委員長

有害鳥獣は結構です。防災重点ですね。担当が今いないので、今答弁した分で。

○吉田委員

ただいまご説明いただきました久保白ダムについては、減額してまた来期に繰り越すということで理解しました。

続きまして、園芸作物のほうの減額。これもともと約4660万円で、活力ある園芸作物ということで約3900万円の減額になっております。これやはり7件中は何件かが取消しということでした。それと併せてですね、次には水田農業経営力強化事業費、これも約2300万円の予算に対しまして減額補正が約740万円。これについては要望の取下げがあったということで報告を受けました。それと、新規就農者につきましては、3件の見込みが1件、新規就農の開始の助成につきましては5件の要望に対しまして2件ということで、総体的に見ますと、この農業関係予算について、全ての事業について減額ということで、有害鳥獣につきましては先ほど申しあげましたように、個体数が増えて増額という形で非常にありがたいんですけど、この関係予算の減額ですね、全てにおいてということなので、やはり要望を受けて最終的の詰め、それと県の予算、国の予算も絡んでおりますけど、やはりしっかりしたご指導を、担当部署におかれてはやっていただきたいというところの思いがあるんですけど、今現状で、やはり相談に来られる方の改善点とか、やっぱり問題点があると思うんですけど、その辺についてのお考えだけお聞かせ願います。

○農林振興課長

先ほどの補正理由の中でご説明を差しあげましたけど、今回取下げがあった理由につきましては、もともと融資を受ける予定で要望を出されておった結果、様々な理由によりまして融資を受けることができなくなった、もしくは、もともと目標面積、採択要件の一つあります目標面積に達する見込みをしておりましたが、最終的には達さなくなった等の諸事情により、今回減額するというものでございますので、私どもとしましては、今お話がありましたとおり、要望者等との協議、打合せ等を密にしながら、状況を把握しながら、事業を進めていきたいと

考えております。

○吉田委員

融資条件については、本人さんのご都合とか組織または会社の関係があるので、しようがないことだと思いますけど、面積要件についてもうちちょっと詳しく説明してもらえますか。面積要件が足りなくて補助対象にならないで事業をやめたというご説明があったんですけど、その辺についてお願いします。

○農林振興課長

県の事業でございませうけども、この要件の中の一つとして目標面積というのがございませう。例えば、一個人農家の場合は、15ヘクタール以上とかいうことで実施要件等がございませうけども、当初の見込みでは、その要望者の方が、農地を他の農地の所有者の方からお借りするなどと計画をされて、面積要件を満たすというふうに考えておられましたけど、最終的にそれができなかった等の理由により、採択要件を満たすことができなくなった等の事例がございませう。

○吉田委員

それ今、課長がまさに答弁していただいたのが、地域計画に絡むことですよ。面積集約。そこら辺について、やはり、本人さんは希望があって、その事業に取り組みたいということの意思はあったんですけど、面積が確保できないということでありましたので、やはり今言ったように、地域計画の中に盛り込むような形でご指導願えたらと思いますけど、その辺どうですかね。

○農林振興課長

今、質問委員が言われましたとおり、現在本市では地域計画の策定を進めておりまして、10年後、将来の農地を誰がどのように耕作していくか等について地域で協議を行いまして、それを計画として落とし込んでいくということを進めておりますので、こういった補助事業の採択要件も含めまして、この農地の集約・集積については、本市の農業振興を進めていく上で重要な課題でございませうので、しっかり進めていきたいと考えております。

○農業土木課長

すみません、お待たせしました。ハザードマップの減額の件につきましては、今年度、1680万円要望しておりましたが、県補助の満額回答がございませうでしたので、今回1045万7千円の減額補正をさせていただいております。

○吉田委員

県が減額されてきたということなんですかね。その事業に対して、そこまで追いついてないということなんですか。ちょっともう一回いいですか。

○農業土木課長

はい、そのとおりでございませう。本年度、飯塚市のほうが1680万円分の事業費で申請をしておりましたが、県のほうがその分の配当が得られなかったということの減額になっております。

○吉田委員

県が減額になったということですけど、事業自体は遅れているんですか、進んでいるんですか。

○農業土木課長

今年の分につきましては、進捗が低下しておる状態です。

○吉田委員

それなら、遅れているということで、追いつける可能性はあるんですか。来年度に増額とかいう予算を、県のほうも認められるんでしょうか。

○農業土木課長

全体的な事業計画がございませうので、来年度につきましてはもう既に要望しておりますので、

それ以降に数のほうは増やしていきたいと思っております。

○吉田委員

たしか5年ぐらいの計画でしたけど、その5年の計画内に終わるような形で考えていてよろしいのでしょうか。

○農業土木課長

はい、そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中武春委員

私のほうからは、13ページだったかな、本庁舎の清掃等管理委託料の分ですが、5年契約ということで分かりました。清掃等、「等」というふうに委託料に入っていますが、「等」というのは、清掃以外にどんな業務まで委託するのか教えてください。

○総務課長

庁舎の清掃等ということでございますけれども、清掃以外の業務につきましては、庁舎の管理業務、あと電気や空調機器類の日常管理や運転、監視、あと空調機器の点検、また開庁日の時間外及び休日の宿日直業務を含んでおります。

○田中武春委員

ちょっと心配しているのが、休日ですね、市民が婚姻届とか、個人のプライバシーに関わる分を提出しますけども、そのときは委託業者の方が直接窓口になるということでちょっと話を聞いておりますが、それと、庁舎内を清掃する、多分執務室にも入って清掃するんだろうと思いますので、いろんな行政の守秘義務みたいにですかね、個人情報、市民の情報がいっぱいあると思いますので、ぜひ、前日も多分言ったと思いますが、契約を結ぶに当たってはですね、そういった市民のプライバシーに直接関わるような仕事もされているみたいですから、守秘義務に関する委託契約を結ぶときにセットで、ぜひ結んでいただくようによろしくお願いいたします。私からは以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

補正予算資料15ページに、繰越明許費の中に、旧潤野小学校の解体事業がございます。翌年度繰越額1億1754万7千円というふうな形になっているんですが、発注見通しを見ると、その3、その4工事が残っているんですね。で、この2つの工事のことだと思うんですが、それぞれ事業規模として、特定が必要なものになるのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○教育総務課長

今試算しております予算規模で申しまして、5千万円以上という形の回答で申しますと、その4工事のほうが特定業者になろうかと計画をしております。

○江口委員

前、その1工事が出たときに、解体事業者の中で特定を持っているところが1者しかいないということで、解体で登録している以外のところ、第2希望のところが入ってのくじ引というふうな形になっています。そのことについて、実際、業態として、これが正しいものかどうなのかというお話をさせていただいたことがあるかと思えます。そのことを考えると、特定となったときに、その1工事と同様に、解体で登録以外のところから入っていただくことになり得るのかどうか、その点はいかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:41

再開 10:43

委員会を再開いたします。

ただ今の質問は保留して、ほかの質疑を先にいたします。ほかに質疑はありませんか。

○田中武春委員

ちょっと気になったことがあるんですが、今度学校の校舎の借上げ分の分で既存のパソコン教室を使ったほうが安く上がるということは理解しました。ただ、多分それも学校等を含めて協議した結果だろうというふうに思いますが、ただちょっと心配しているのは、パソコン教室がなくなるのか、半分使うのか、僕は知りませんが、そのことによって、今後の学校教育に何かこう支障なりというの、ちょっと心配するんですが、その辺は、調整はもうしているということで理解していいんですかね。

○教育総務課長

今回パソコン教室を改修することで、普通教室、予備教室を生み出す形になります。今、委員からご意見いただきました運営につきましては、やはり低利用になったパソコン教室ということで、タブレット端末で教室で運用ができるとか、そういったところを十分に学校と協議しまして、今回の予算計上といたしております。

○久世副市長

すみません、お時間頂きまして申し訳ありませんでした。先ほど教育総務課長が答弁いたしましたけども、旧潤野小学校の解体費なんですけど、その3工事が4300万円、その4工事が7300万円でございます。今現在の入札制度におきましては9千万円以上で特定建設業を求めていますので、今のところ、特定建設業を設けるような工事には該当はいたしておりませんが、これは当然、新年度になってからの発注になりますので、今後の発注になりますので、こういったものの内容につきましては業者選考委員会で決定をしましてまいりますけれども、特定建設業、特にこの前、さきの委員会でもご質問いただきまして答弁させていただきましたけど、自社施工のできる部分と、いろんな工事の内容等もございまして、その部分につきましては業者選考委員会で協議をして決定いたしますけれども、現状の基準から言えば、特定を求めるような工事ではないというふうに答弁させていただきます。

○江口委員

4月の総務委員会の会議録を見ると、7千万円以上では指名しないというふうな形であって、今の5千万円と9千万円という話があって、どれが正しいのかなと思ったりするんですけど、基本的に専門工事で登録をされているので、きちんと専門工事の枠の中で指名をしていただきたいと思っております。その点についてはしっかりと検討、そして運用をお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:47

再開 10:58

委員会を再開いたします。

「議案第105号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第105号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の補足説明をいたします。

議案書3ページをお願いいたします。本案は、刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日に施行されることに伴い、関係規定を整備するものです。

4ページから16ページまでに新旧対照表がございます。具体的な改正につきましては、刑法の改正により「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されますので、これに伴って、関係12条例の「懲役」または「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものです。

本条例の施行日は法の施行日に合わせて令和7年6月1日としています。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第105号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第106号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○情報管理課長

「議案第106号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、以下「改正法」といいます。この改正法の公布に伴い、当該条例の関係規定を整備するものでございます。

18ページから21ページにかけて新旧対照表をつけております。主な改正内容としましては、先ほど言いました改正法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われています。この番号利用法第2条第8項が新設されましたので、当該条例の整備をするものです。

新旧対照表にて説明いたします。18ページを御覧ください。飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例において、第2条第3号、第4号及び第5号にて引用する番号利用法第2条の該当する項で、先ほど言いましたものが新設されております。それにより項ずれが生じるため、それぞれ、第9項、第13項及び第15項とするものです。

19ページから21ページにある飯塚市税条例においても、引用する番号利用法に項ずれを生じるため、同様の整備をするものです。

なお、施行期日につきましては、改正法の施行の日となります。

以上、簡単ですが、「議案第106号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第106号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例並びに飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第118号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)」から「議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」までの12件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

まず、「議案第128号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、「議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

「議案第128号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、追加議案書の3ページをお願いいたします。

本年8月の人事院勧告にて、国家公務員の給与改定の勧告が行われましたので、これを参考にして本市職員の給与を改定するため、本案を提出するものでございます。

本年度の人事院勧告のうち、給与に関する主な内容としましては、「月例給の増額改定」、「期末・勤勉手当支給月数の増」でございます。

このうち、月例給の増額改定につきましては、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を、初任給をはじめ若年層に重点を置き、号給が上がるにつれ改定率を通減させる形で引き上げ、月額2600円から2万6千円程度の幅で引き上げる内容でございます。

また、期末・勤勉手当支給月数の増については、支給月数を年間0.1月分引き上げるものとなっております。

次に、本条例の具体的な改正内容につきまして、改正表にてご説明いたします。4ページをお願いいたします。改正条例第1条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第26条第2項及び第3項に規定しております期末手当の支給割合について、正規職員は100分の122.5を100分の127.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の68.75を100分の71.25に、第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合について、正規職員は100分の102.5を100分の107.5に、定年前再任用短時間勤務職員は100分の48.75を100分の51.25に改定するものでございます。

次に5ページ下段から12ページ上段にかけて掲載しております、別表第1の行政職給料表の改正につきましては、若年層に手厚いものとなっております、月額2600円から2万6千円程度の幅で引き上げ、平均で2.76%増額する内容となっております。

12ページ下段から記載しております改正条例第2条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合を規定するもので、第26条に規定しております期末手当の支給割合について、第2項で正規職員は100分の127.5を100分の125に、第3項で定年前再任用短時間勤務職員は100分の71.25を100分の70に、第29条第2項に規定しております勤勉手当の支給割合について、第1号で正規職員は100分の107.5を100分の105に、第2号で定年前再任用短時間勤務職員は100分の51.25を100分の50に改定するものでございます。年間引上げ分を6月期と12月期の期末・勤勉手当支給割合に均等に分ける改正をするものでございます。

14ページ中段から記載しております改正条例第3条及び15ページの第4条は、いずれも飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございまして、改正条例第1条及び第2条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正の期末・勤勉手当の支給割合の改正部分を引用しておりますことから、改正するものでございます。

また、16ページの改正条例第5条及び第6条は、いずれも飯塚市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正、17ページの改正条例第7条及び18ページの第8条は、いずれも飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正でございまして、同様の改正をするものでございます。なお、いずれも、ただし書きで、別途、支給割合が規定されていることから、今回の改正による支給額の影響はございません。

最後に18ページ中段以降の附則につきましては、施行期日について規定しており、改正条例第1条の給料表の改定は令和6年4月1日から、改正条例第1条、第3条、第5条及び第7条の期末・勤勉手当の支給割合は令和6年12月1日にそれぞれ遡り、適用することとしております。

改正条例第2条、第4条、第6条及び第8条の令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給割合は令和7年4月1日から適用することとしております。

今回の給与改定に伴い影響を受ける職員数は、一般会計、特別会計を合わせて929人で、1人当たりの影響額は、10月1日現在の対象者のうち、一般会計と特別会計の一般職の平均で申し上げますと、月額給料は約1万4600円の増、12月期末・勤勉手当は約8万2118円の増となっております。

続きまして、「議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、20ページをお願いいたします。

本市一般職の給料表の改定を行いますので、これを参考にして、会計年度任用職員の給料表を改定するため、本案を提出するものでございます。

21ページをお願いいたします。本案は、このページから28ページ上段にかけて掲載しております、別表第1の給料表の改正をするもので、行政職は月額3300円から2万6300円の幅で引き上げ、技能労務職は月額5千円から2万7500円の幅で引き上げとする内容でございます。

最後に同じページ下段の附則につきましては、施行期日について規定しており、令和6年4月1日から施行することとしております。

今回の給料表の改定に伴い影響を受ける会計年度任用職員数は874名で、1人当たりの影響額といたしましては、会計年度任用職員の全体平均で、月額約1万5327円の増となっております。

以上で補足説明を終わります。

○財政課長

人事課の条例改正の説明に続きまして、ご説明いたします。「議案第118号 令和6年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第127号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、「追加提案分」と記載しております令和6年度補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますとおり、国家公務員の給与についての人事院勧告が行われたので、これを参考に給与改定に伴う経費を補正するものでございます。

一般会計では、4億3203万3千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を844億3898万円にしようとするものでございます。

また、9つの特別会計のうち、今回補正をいたします6つの会計で2694万7千円を追加し、企業会計では、3つの会計で1572万1千円を追加するものでございます。

一般会計、特別会計、企業会計の合計で4億7470万1千円を追加するものでございます。

4ページの補正予算概要書を願います。まず、歳入でございますが、繰入金金の財政調整基金繰入金では、今回の給与改定に伴う財源調整といたしまして4億3108万4千円を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、給与改定に伴います一般会計・特別会計の人員費につきましては、総額で4億3553万円を追加するものでございます。

次に、5ページの国民健康保険特別会計から8ページの駐車場事業特別会計までの特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び市立病院事業会計の公営企業会計につきましても、一般会計と同様の給与改定の理由により補正をいたしております。

9ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しておりますが、内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武春委員

今回は、人事院勧告に従っての給料改定ということでご理解します。となると、4月に遡ってということなんで、給料表と期末・勤勉手当は分かりました。4月に遡るのであれば、4月までに多分、職員が時間外をやっている金額もあると思いますが、その時間外手当についても、国の言う4月に遡る分から、差額という言い方はしませんけども、その対象になるということで理解していいんですかね。

○人事課長

はい、対象となります。

○田中武春委員

これに伴って、別に手当関係で影響するという事は、ほかにはないということで理解していいですかね。

○人事課長

基本的にはほかの手当には影響はございません。

○田中武春委員

4月に遡るということなんで、さっき言いました本俸と時間外もあるし、期末・勤勉手当の部分もあるんで、何ですかね、差額というのが、昔、私ももらっていましたが、差額という手当が多分、正規も会計の方もなるんだろうと思いますが、その支給日というのは、年内にやるのか、逆に言ったら年明けになるのか、そこは分かりますか。もし承認されればの話ですよ。

○人事課長

現在、可決となったことを想定して事務を進めておりまして、12月、年内の支給を目指しております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第118号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)」、「議案第119号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第120号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」、「議案第121号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、「議案第122号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第

3号)」、「議案第123号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第124号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)」、「議案第125号 令和6年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第126号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、「議案第127号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第2号)」、「議案第128号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「議案第129号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」、以上12件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案12件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。